

# 町田市街路樹更新計画



町田市

2023年3月



## 目次

はじめに	1
1 更新計画策定の背景と目的	1
2 町田市の街路樹の歴史	2
3 街路樹の機能・役割	3
4 町田市街路樹更新計画の構成	5
<b>第1章 現状と課題</b>	<b>6</b>
1 町田市における現在の街路樹管理基準	6
2 町田市の街路樹の現状と課題	7
<b>第2章 街路樹更新計画</b>	<b>13</b>
1 更新計画の方針	13
2 街路樹の更新方法	14
3 対象路線一覧	23
4 更新スケジュール	33
<b>第3章 持続可能な管理手法の検討</b>	<b>40</b>
1 大径木の更新方法	40
2 更新後の管理目標	42
3 管理費の試算	43
4 街路樹管理マニュアルの作成	45
5 伐採樹木の活用検討（発生材の再利用等）	46
<b>第4章 市民協働と官民連携</b>	<b>48</b>
1 市民協働の取組み	48
2 官民連携の取組み	51

# はじめに

## 1 更新計画策定の背景と目的

町田市では、高度経済成長期の道路整備において多くの街路樹が植栽されるようになりました。その後もみどり豊かな都市を目指し、積極的な街路樹の植栽・管理を行ってきました。

その結果、現在の街路樹は、高木が約15,600本、植樹樹面積が約83,000㎡と、高木については東京都内の市区町村道の中でも上位となる本数を有しています。

街路樹は、道路付属物として交通安全機能のほか、環境保全、景観向上、防災等の機能を果たすと同時に、市民や通行人に対して「親しみ」、「潤い」、「やすらぎ」を与え、良好な沿道環境の形成に寄与してきました。

一方で、植栽から50年近く経過しているものも多く、老木化・大径木化に伴い、街路樹本来の機能を損なうなど、現在のストックを管理するには様々な課題が生じています。

そこで、「みどりの保全」、「安全性の確保」を前提としつつ、「良好な環境と景観の形成」に寄与する街路樹のあり方やメリハリをつけた効率的・効果的な管理の再検討を行い、これまでの「量の拡大」から「質の向上」へ転換を図っていきます。

街路樹の特性・樹形や周辺環境との調和等、これまでに十分に対応できなかった点も配慮しながら質の高いみどりとして充実させるため、路線ごとに更新方法を定めた計画を策定するものです。

### 〔上位計画〕

#### ○町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月）

街路樹の整備による緑陰のある歩きやすい歩行環境の推進・促進

- ・良好な環境と景観の形成に向けて、地域特性に配慮した街路樹等の整備を推進・促進します。さらに、高い水準で維持管理を行うことで、安全性を確保しつつ、街路樹の持つみどりの機能を最大限に活かせるよう配慮します。

#### ○町田市景観計画（2009年12月）

地域住民などに親しまれる道路をつくる

- ・地域の特色に応じた街路樹や道路の植栽、舗装の色の選定など、地域ごとに個性のある魅力的な道路づくりを行います。
- ・地域住民による道路の清掃活動、草花の育成など、市民による道路の景観づくりを行います。

## 2 町田市の街路樹の歴史

町田市の街路樹の植栽については、市民の意識の変化、街路樹の管理への考え方にあわせて以下のように変化してきました。

1950年代～  
1970年代前半

みどり豊かな都市を目指し、多くの街路樹を植栽

- ・公害に強く成長の早い樹種（ニセアカシア、イチョウ、エンジュ等）

1970年代後半～  
2000年代

景観への意識が高まり、個性ある樹種を植栽

- ・樹冠の広がりが美しい樹種（トチノキ、ケヤキ、ユリノキ等）
- ・花つきが良く、大きくなりにくい樹種（ハナミズキ、コブシ等）

2000年代～現在

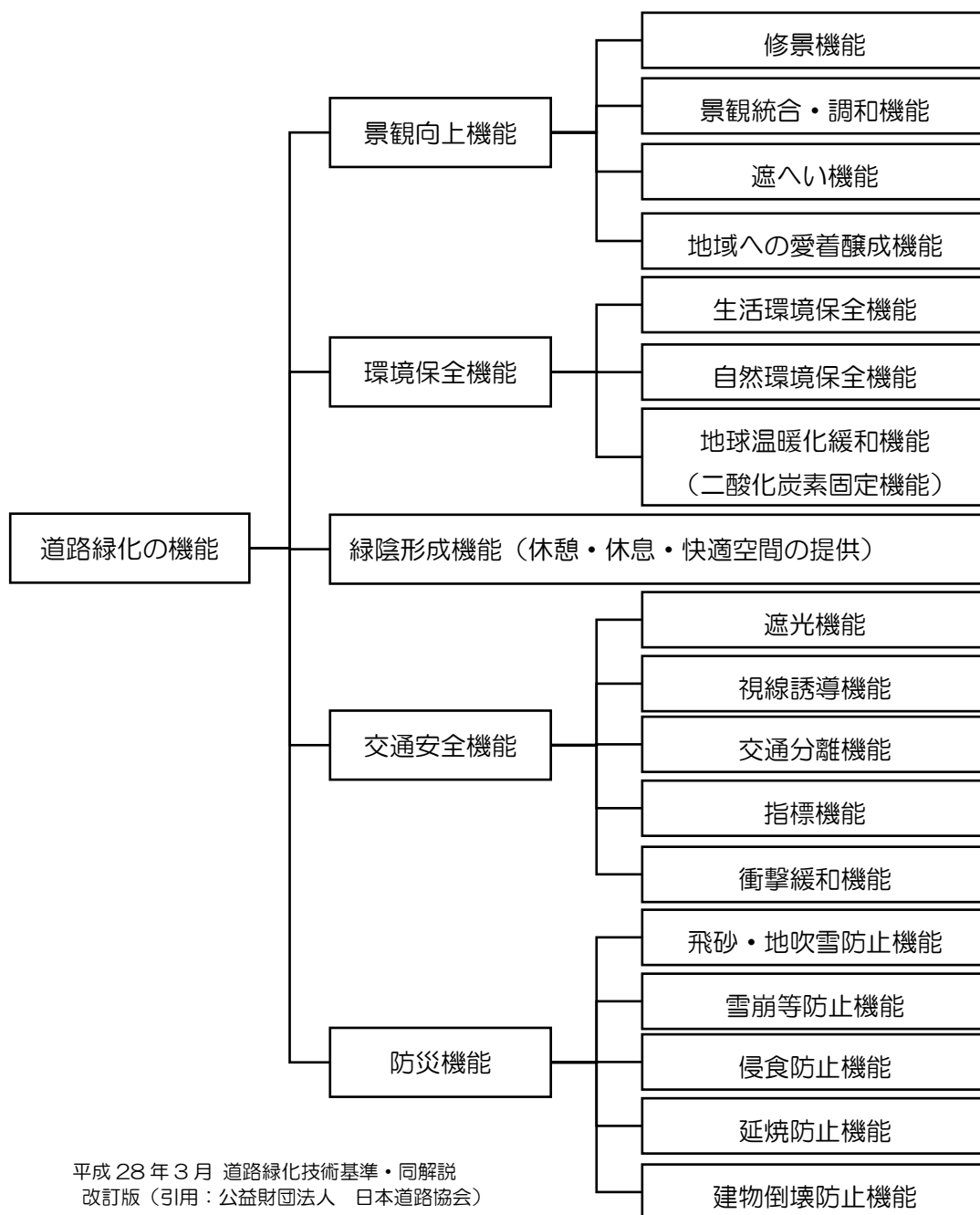
街路樹の管理や地球環境への意識が高まり、機能的な樹種を植栽

- ・小径木で成長が緩やかな樹種（ヤマボウシ等）
- ・1年を通して葉がついている常緑樹（常緑ヤマボウシ、ソヨゴ等）

### 3 街路樹の機能・役割

街路樹は、市民が身近に接することができるみどりであり、様々な機能を発揮することでまちに潤いを与えるほか、交通安全や防災にも役立ちます。

街路樹が有する主な機能は以下のとおりです。



平成 28 年 3 月 道路緑化技術基準・同解説  
改訂版 (引用: 公益財団法人 日本道路協会)

図 1 街路樹の機能

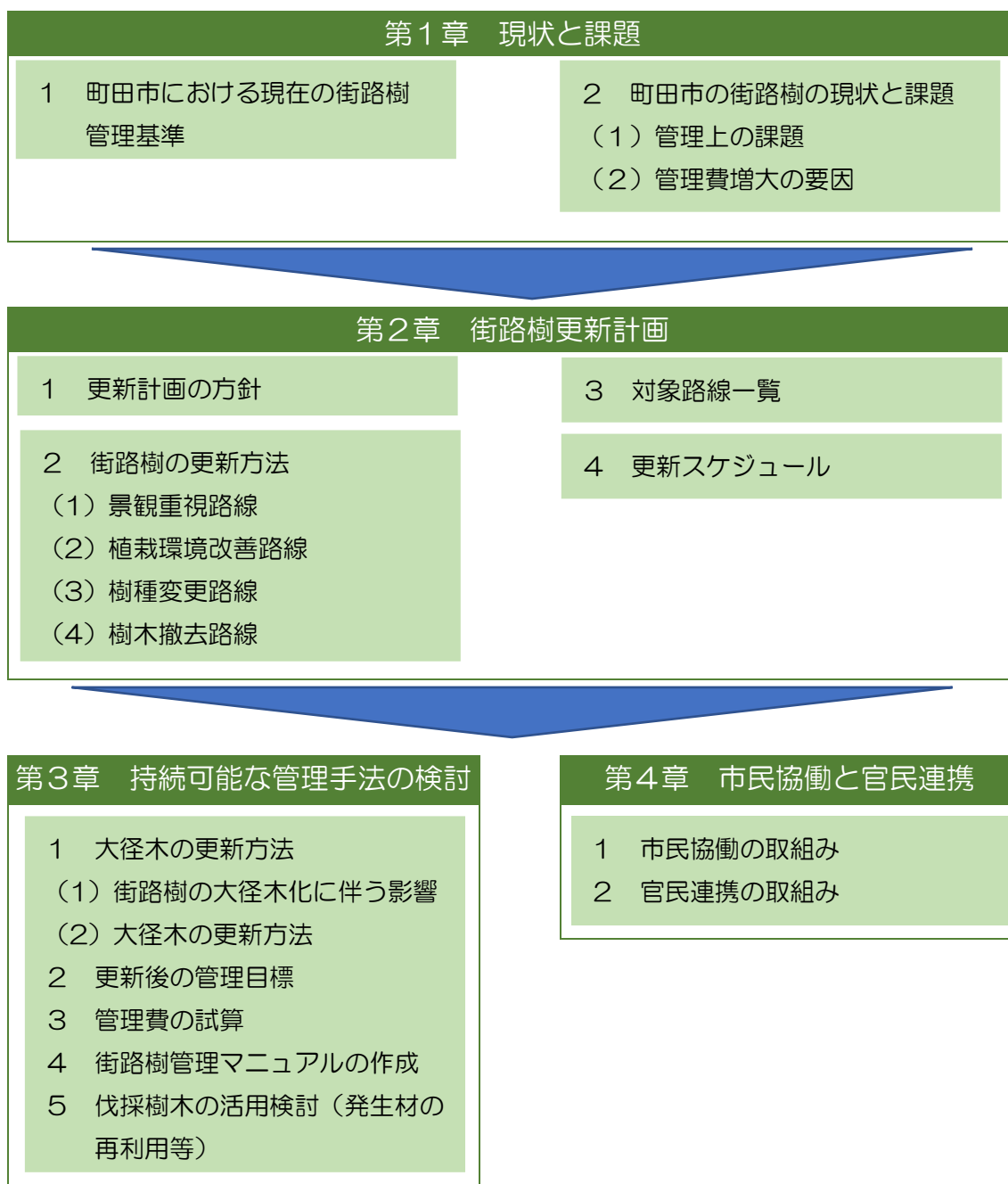
表 1 街路樹の一般的な機能・役割

街路樹の機能	役割
景観向上機能	道路緑化に特有の機能であり、①修景、②景観統合・調和、③遮へい、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図るものである。
環境保全機能	保全環境として、①沿道住民の生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然空間、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境に分類され、各環境に求められる保全に寄与するものである。
緑陰形成機能	樹木の樹冠が上空を覆う、いわゆるキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提示するものである。
交通安全機能	道路施設としては最も直接的な機能であり、①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与するものである。
防災機能	異常気象時において、①道路周辺からの飛砂や吹雪等による交通障害を防ぐとともに、②道路が風雨等に浸食されることを防止するものである。また、地震等の災害発生時に直接的ではないが③火災延焼や④建物倒壊を防止する機能である。

平成 28 年 3 月 道路緑化技術基準・同解説 改訂版（引用：公益財団法人 日本道路協会）

## 4 町田市街路樹更新計画の構成

町田市街路樹更新計画の構成を以下に示します。





# 第1章 現状と課題

## 1 町田市における現在の街路樹管理基準

街路樹の管理は、以下に示す管理基準を踏まえ、街路樹の状況・状態などを勘案して適宜実施しています。

### ① 高木管理

花芽の形成を促す「花木剪定」、台風に対応するための「夏期剪定」、骨格枝を整える「冬期剪定」のほか、サクラやケヤキについては「街路樹診断」を実施

#### ●花木剪定 [対象樹木：コブシ、ヤマボウシ、ハナミズキ等]

花芽の形成を促すことを目的として、2年に1回、4月から6月を基本として実施

#### ●夏期剪定 [対象樹木：エンジュ、ユリノキ、プラタナス、シダレヤナギ等]

台風による倒木等を未然に防止するとともに、乱れた樹形を整えることを目的として、1年に1回、7月から8月を基本として実施

#### ●冬期剪定 [対象樹木：ケヤキ、イチョウ、サクラ、トウカエデ、トチノキ等]

樹木の骨格枝を整えることを目的として、樹種に応じて1～5年に1回、12月から翌年2月を基本として実施

#### ●街路樹診断 [対象樹木：サクラ、ケヤキ]

活力が衰えた樹木や、倒木・幹折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して適切な処置を施すことにより、樹木による事故を防止することを目的として、5年に1回で、樹木の健全度を判定

### ② 低木管理

植樹柵の低木について、1年に1回刈り込み作業を基本として実施

### ③ 除草・草刈り

植樹柵の雑草について除草や草刈りを、1年に2回を基本として実施

## 2 町田市の街路樹の現状と課題

町田市内には、約 15,600 本の街路樹（高木）を植栽しており、面積約 83,000m<sup>2</sup> の植樹柵があります。

街路樹の多くは、高度経済成長期の道路整備に合わせて植栽したものであり、老木化が進んできています。一方で、街路樹を良好な状態に保つための管理予算の大きな増額は見込めず、将来を見据えた予防保全型管理の推進、予算の平準化が求められています。（2021年度 管理費の実績259百万円）

### (1) 管理上の課題

#### 1) 安全性

##### ① 老木化による倒木・落枝事故発生の懸念

植栽してから相当の年数を経ている高木については、老木化や大径木化等が進行し、樹勢の衰退や木材腐朽の進行に伴う倒木・落枝等による事故が発生する場合があります。



倒木の事例（町田市内の事例）

### 【サクラの老木化】

町田市では、サクラの本数が約1,900本と東京都市区町村内でも上位に入るほどの本数を有しています。これは、町田市の誇るサクラ並木である尾根緑道をはじめ、周辺住民のサクラへの関心、愛着が高いことから、継続的な管理ができてきました。しかし、サクラについても、老木化は深刻な問題であり、倒木の危険性から伐採する本数も少なくありません。残ったサクラも老木化による枯れが進行し、景観を損なう箇所も出てきている状態です。

これらの問題を解決するために、地域住民との協議を行いながら、計画的な更新を図るための対策を行います。

## ② 交通安全上支障となる街路樹

街路樹が、交差点周りや、駐車場乗り入れ口、横断歩道直近等にあることや、大径木化することで見通しが悪化し、交通安全上の支障となる場合があります。



見通しの悪い状況

### 【低木の大型化】

低木の枝葉が成長し、大型化することにより、運転者から歩行者や自転車が見えづらく、交通安全上の支障となっている場合があります。低木の刈込や撤去等を検討し、交通安全性の向上を図ります。

## ③ 信号機や街路灯等への影響

街路樹の成長や繁茂によって、信号機や道路交通標識、街路灯等が隠れてしまい、交通安全上の支障となる場合があります。



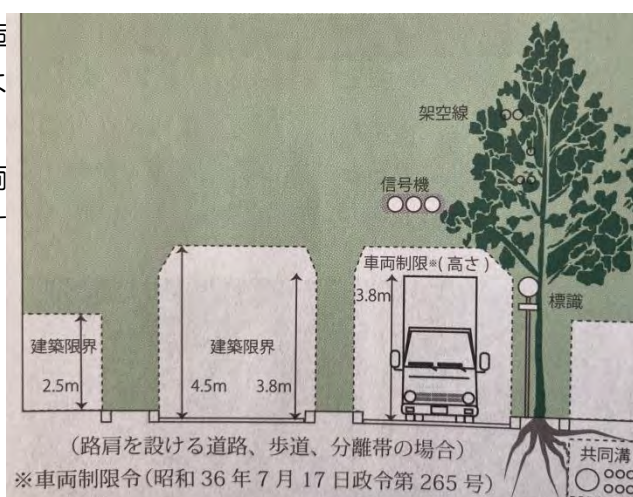
街路樹が街路灯に近接している状況

#### ④ 枝の越境による建築限界への侵入

街路樹の成長や繁茂によって、樹木が建築限界内に侵入し、バス等の大型自動車や自転車、歩行者等の道路利用者や沿道建築物と接触し、重大な事故が発生する場合があります。

また、建築限界については、利用者等の安全確保のために、街路樹に限らず、道路空間の一定の高さに障害物設置の制限を定めています（建築限界：車道上：高さ 3.8～4.5m、歩道上：高さ 2.5m）。

道路空間においては、道路構造令に規定されている建築限界によって植栽空間が制約されており、これを遵守することによって車両や歩行者等の円滑な行動を確保するものです（右図参照）。



平成 28 年 3 月 道路緑化技術基準・同解説 改訂版（引用：公益財団法人 日本道路協会）

#### ⑤ 根上りによる自動車・自転車の走行、歩行者の通行への支障

樹木の成長に伴い根系が生育空間を求めて、隣接する歩車道等の下にも伸長し、縁石や舗装を持ち上げてしまう場合があります。こうした根上りの発生は、舗装等の損壊だけではなく、自動車・自転車による事故、歩行者がつかずいて転倒する等の危険が生じる場合があります。



左側：車道側への根上りによる自動車・自転車の走行への支障

右側：歩道の根上りによる歩行者の通行への支障

#### ⑥ 狭い歩道における通行支障

狭い歩道に植樹帯や植樹柵がある場合、歩行者や車椅子同士がすれ違うことが出来ないなど、通行の支障となる場合があります。

「町田市福祉のまちづくり総合推進条例（2022年4月）」では、高齢者や障がい者等歩行者の全ての人が、自由に移動できる歩行空間を連続的に確保することを基本的な考え方とし、整備基準で、歩道の有効幅員を原則として2.0m以上と定めています。



左側：植栽柵からはみ出し      右側：狭い歩道での植栽

#### ⑦ 病害虫による被害

街路樹の葉や幹等に昆虫や菌類等が大量に生息・繁殖すると、樹勢の減退や枯死、樹木そのものの美観を損なうなどの場合があります。また、街路樹に発生する虫の多くは、毒性が無いですが、毒性のある毛虫が発生すると、歩行者に危害が及ぶ場合があります。さらに、バッコウタケやコフキタケといった菌類による腐朽・空洞化は、将来的に樹木の倒木などに繋がる危険性も潜んでいます。



コフキタケが発生した街路樹（樹木の内部が腐食）

## ⑧ 落葉の清掃対応

台風・強風後や樹木の落葉期（秋季～冬季）には、多くの葉が落ち、路上に堆積することで美観を損なうなどの景観面や、雨の日には滑りやすくなるなどの安全面で支障となる場合があります。また、落葉期は期間が長く、市で行う定期清掃では十分に対応しきれず、市民の方々へ協力をお願いしています。



車道、歩道に落葉が堆積している状況

## 2) 環境・景観面の課題

### ① 樹冠の詰まり・樹形の乱れ

植栽の間隔が狭く樹冠が詰まっている場合、鬱蒼とした印象を与えたり、街路樹同士が競合することで枯れ枝が増加します。また、適期に剪定を実施することができず、樹形を維持できないことや、離隔の制約を受けることで強剪定となり、樹形が乱れてしまい景観を損なっている場合があります。



樹冠が詰まっている状況



樹形の乱れ

## ② 道路空間と沿道とのバランスが悪い

公園や緑地が道路に隣接しており、景観や生活環境保全等の機能が十分に整っているにもかかわらず、街路樹があることでかえって景観を損ねており、街路樹の効果が希薄な場合があります。



緑地に近接した街路樹

## (2) 管理費増大の要因

### 1) 作業量の増加

街路樹の大径木化・老木化に伴い、管理における作業量は増大化し、難易度も高くなっています。

### 2) 風水害の甚大化への対応

近年の風水害の甚大化に対応するため、危険な樹種の点検や剪定に配慮が必要になっています。

### 3) 街路樹総量の増加

道路整備に伴い、増え続ける街路樹を限られた予算の範囲で管理するため、地域の美観を損ねる結果となるなどの課題も生じています。

## 第2章 街路樹更新計画

### 1 更新計画の方針

今後の管理にあたっては、現況の課題を踏まえ、メリハリをつけた効率的・効果的な管理を行うために、以下の4つの方針を踏まえ、更新方法を決定しました。

また、新たな道路整備に伴う街路樹の設置にあたっては、更新方針を踏まえ植栽配置や樹種を決定します。

#### ①安全性の確保

通行や交通に支障のある街路樹の伐採や、倒木の危険性の高い樹種について植替を実施します。

#### ②良好な景観の形成・向上

各道路に適した大きさの中で、樹種ごとの自然樹形を意識した剪定を行うことで、景観を向上させます。

#### ③周辺環境に適した道路空間の形成

周辺環境や沿道条件等を考慮した街路樹の設置を検討し、快適な道路空間を確保します。

#### ④持続可能な管理の実現

従来の事後保全型の管理から予防保全型の管理へ切り替え、高い管理水準での持続可能な街路樹管理を目指します。



## 2 街路樹の更新方法

優先的に更新を行う約 100 路線を選定し、以下の4分類に区分をして、更新方法を定めました。

① 景観重視路線

きめ細やかな管理によって、整った樹形を維持し、景観や安全に配慮した管理を行う路線。

② 植栽環境改善路線

安全に支障のある街路樹を整理するとともに、伐採や剪定等によって良好な植栽環境へと改善する路線。

③ 樹種変更路線

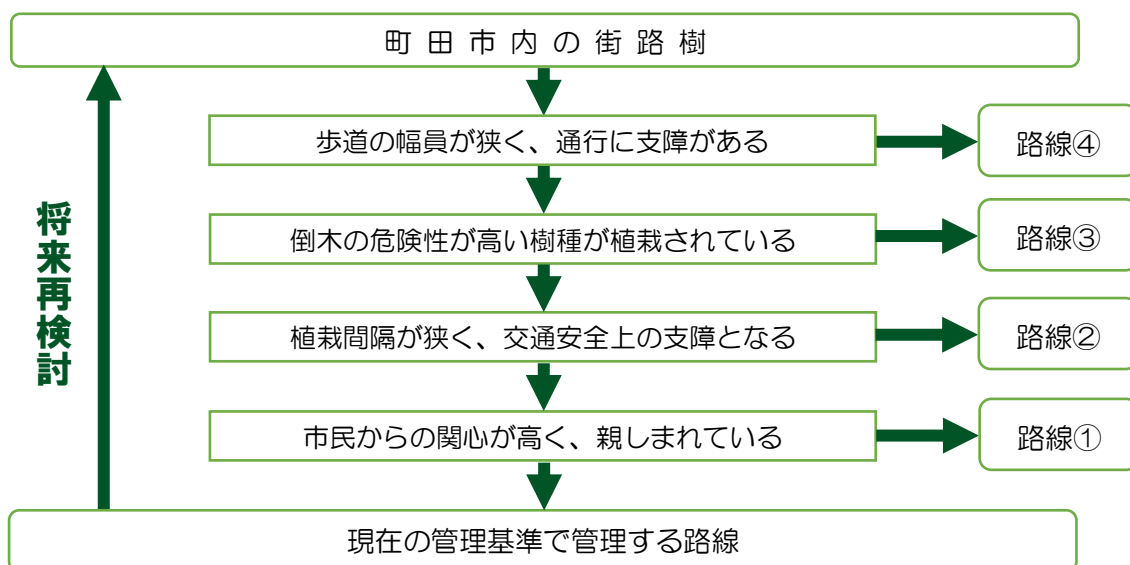
倒木の危険性の高い樹種や病虫害に弱い樹種を別の樹種へと植え替えることで安全性を確保する路線。

④ 樹木撤去路線

歩行空間確保のため、街路樹の植栽に適していない路線の高木や低木を撤去する路線。

**【今回選定しなかった路線】**

今回更新路線に選定しなかった路線の管理については、現時点で更新の必要は認められないため、現在の管理基準に沿って実施していきます。



※上記フロー図に基づき路線を選定しておりますが、これまでに地域の皆様から頂いたご意見や周辺環境、通行状況を考慮して最終決定しております。

図 2-1 優先的に更新を行う路線に関する選定の考え方

### (1) 景観重視路線

街路樹を植栽している路線の内、市民からの関心が高く、親しまれている路線で、特に景観に配慮して管理していく路線です。

景観重視路線は、支障枝剪定の回数を増加するなど、きめ細やかな管理を実施します。これにより、安全な状態で美しい樹形を維持することができ、町田市の顔となるような優れた景観を形成します。

また、街路樹の更新を行う場合や道路の再整備を行う際には、景観に配慮した植栽配置や樹種選定を行います。

#### **【取組み内容】**

- 支障枝剪定の回数を増やすなど、きめ細やかな剪定を行い、安全な状態で美しい樹形を維持し、風格ある街路景観を創出。
- 景観の向上のため、老木化が進行し、景観を低下させる街路樹については、地域住民と協議を行い植替を検討する。

**景観重視路線の更新イメージ**：きめ細かな剪定によって、現在の良好な街路景観の維持に努めます。新たな緑の空間を創出する際には、景観に配慮した植栽配置や樹種選定を行います。



図 2-2 景観重視路線の更新イメージ図

## 【つくし野パークロードにおける街路樹の更新計画】

東急田園都市線つくし野駅の駅前には、「つくし野パークロード（以下「パークロード」という。）」と呼ばれる歩行者専用の通りがあります。

パークロードには、街路樹や花壇が設置され、みどりと触れ合いながらゆっくりと通行出来る空間が創出されていました。しかし、近年は、街路樹の大径木化や樹形の不均一化等によって、以下の問題が出てくるようになりました。

問題①：大径木化した街路樹が密集していることで、薄暗く、鬱蒼とした雰囲気がある。

問題②：樹勢が衰えた小径木が多く、通りとして活力が無い。

問題③：低木も植栽から長い年月が経ち、広い範囲で固い印象がある。

これらの問題を解決するため、街路樹の撤去や剪定、低木を地被植物への入れ替えなどによる更新を行い、パークロードを地域の方々が安全・安心に通行でき、触れ合いの場としての利用もできる空間となるよう、検討を進めます。

また、「みどり」を活用した景観の魅力が増すことで、景観面の向上だけでなく、利用者数の増加にも繋がっていきます。



つくし野駅前広場の更新イメージ



パークロード内の更新イメージ

## (2) 植栽環境改善路線

主に大径木（幹周が90cm以上）となる樹種を植えている路線で、道路環境に適した大きさを管理するために手入れが必要な路線です。樹形を自然樹形に近い形で維持するために、植栽間隔を広く保てるよう整理します。

交通安全上支障のある街路樹の伐採を行うことで安全性を確保すると共に、街路樹同士の距離を十分に確保し、街路樹が健全に生育できる環境を整えます。

また、適正な剪定等の管理によって、路線に見合った樹形を維持することで、整った街路空間を形成します。

### 1) 支障木の撤去

樹冠を美しく保つために、街路樹同士の離隔を確保すると共に、交通安全上支障となる街路樹の伐採を行います。

#### 【取組み内容】

- 植栽間隔が詰まり健全な育成を阻害している街路樹の間伐。
- 交差点、乗り入れ、横断歩道、街路灯等に近接している街路樹の伐採。

### 2) 整った並木を創出する適正な管理

適正な時期、期間で剪定を行うことで、路線ごと（樹種ごと）に樹形を維持します。

#### 【取組み内容】

- 適正な時期、期間に剪定を行うことで、樹形の乱れを防ぎ、整った樹形を維持。
- 1本1本の樹形を整えることで、路線としての景観を向上。
- 侵入枝が著しい街路樹は撤去・植替、または、樹形再生によって樹木の離隔（クリアランス）を確保。

**植栽環境改善路線の更新イメージ①**：樹木の間隔や並びを整え、良好な樹形とします。

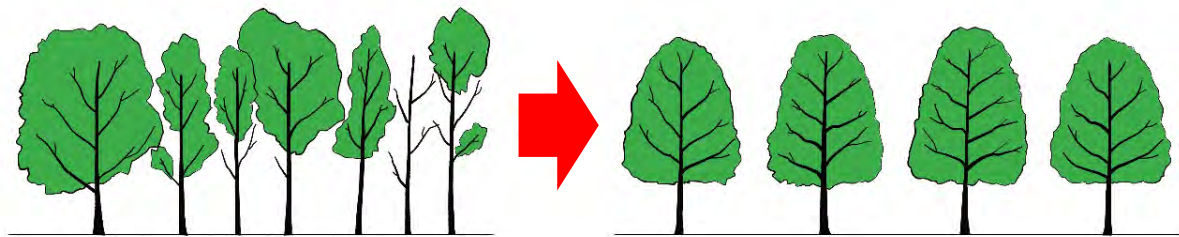


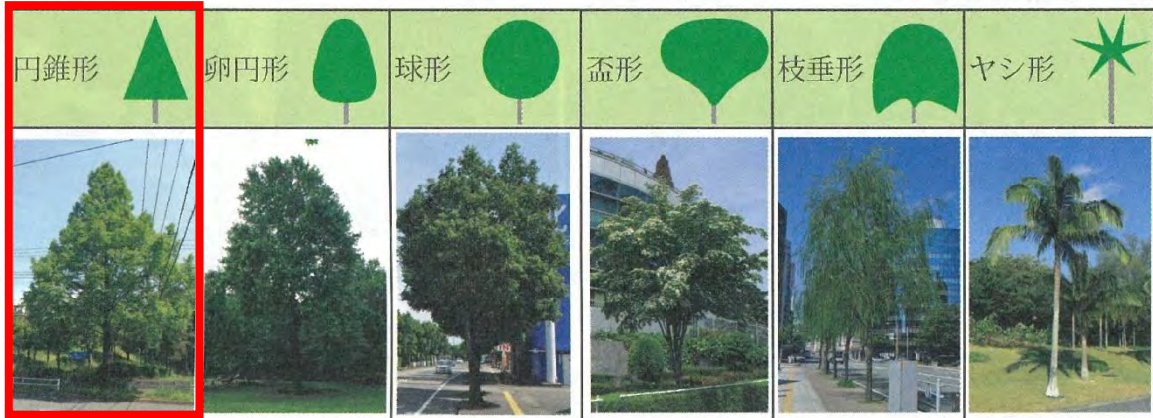
図 2-3 間伐による生育空間確保の例



図 2-4 植栽環境改善路線の更新前後イメージ図（上：更新前 下：更新後）

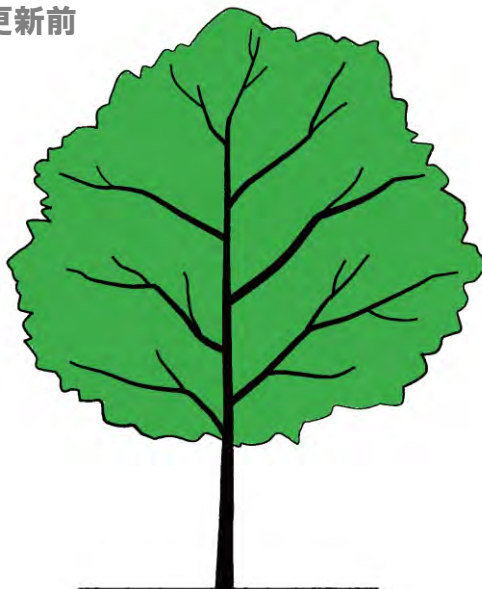
植栽環境改善路線の更新イメージ②：樹形の再生により、自然な樹形を意識した骨格に整えます。

【イチヨウの場合（自然樹形は円錐型）】



平成 28 年 3 月 道路緑化技術基準・同解説 改訂版（引用：公益財団法人 日本道路協会）

○更新前



○更新後

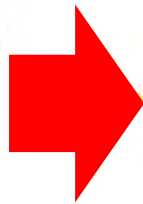


図 2-5 樹形再生の例（まとまりが無くなった樹形を剪定によって円錐形の骨格に再生）

クスノキ



ケヤキ



引用：第 1 期 熊本市域街路樹再生計画（令和 4 年 10 月 熊本市・熊本河川国道事務所）

図 2-6 自然樹形の例（左：クスノキ（自然樹形は球形） 右：ケヤキ（自然樹形は盃形））

### (3) 樹種変更路線

道路の植栽箇所において、根の張りが浅く、樹木を支える力の弱い樹種や病虫害に弱い樹種を植栽しており、倒木の危険性が高い街路樹等、課題を抱えた街路樹を植栽している路線です。

倒木の危険性が高い樹種等を別の樹種に植え替えることで、安全性の確保を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・夏期剪定を実施している風水害に弱い樹種を、別の樹種へと植え替える。
- ・害虫の被害を受けやすく、健全な成長が困難な樹種を、別の樹種へと植え替える。

**樹種変更路線の更新イメージ**：倒木の危険性のある樹種を植え替えます。

樹種を変更することで安全性を高めると共に、良好な景観を保ちます。



#### ○ユリノキの倒木



図 2-7 樹種変更路線の現状（上：現状写真 下：ユリノキの倒木状況）



#### (4) 樹木撤去路線

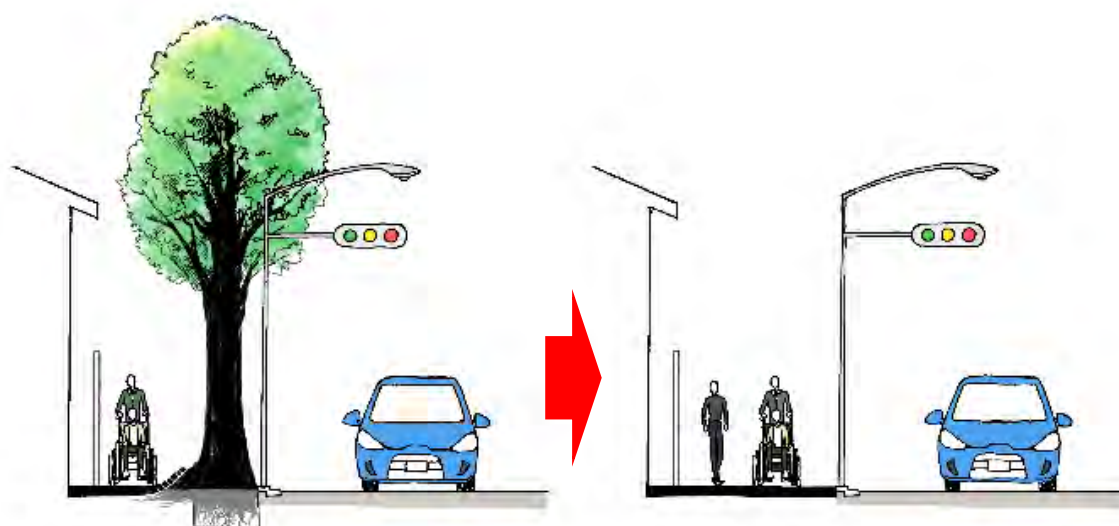
歩行空間が狭く歩行者等の通行が円滑に行えない路線や、周辺環境から街路樹の植栽に適していない路線です。

街路樹の植栽に適していない路線の高木や低木を撤去することで、歩行者及び車両の安全性・快適性を確保します。

##### 【取組み内容】

- ・歩行空間が確保されていない箇所の街路樹を撤去。
- ・公園や緑地等のみどりが豊かな路線で、街路樹の効果が希薄な路線の街路樹を撤去。

**樹木撤去路線の更新イメージ**：安全な歩行空間の創出を図ります。



更新前

更新後

歩道幅員が狭い路線の樹木を撤去することで、ゆとりのある歩道幅員が確保され、車イスやベビーカーが通りやすくなり、安全で快適な歩行空間が創出されます。

図 2-8 樹木撤去路線の更新イメージ図

### 3 対象路線一覧

更新が必要な約 100 路線を、分類した 4 つの更新方法に当てはめました。次頁以降に更新方法ごとの路線と対象路線位置図を示しています。

表 2-1 更新方法ごとの路線

●景観重視路線						
No.	路線名	樹種		No.	路線名	樹種
1	忠生 732	サクラ、ケヤキ		14	鶴川 776	サクラ
2	忠生 370	サクラ		15	鶴川 1203	サクラ
3	鶴川 1301	ケヤキ		16	鶴川 1303	サクラ
4	南 1805	ケヤキ		17	鶴川 1306	サクラ
5	堺 710	サクラ		18	南 779	サクラ
6	堺 680	サクラ		19	南 1804	サクラ
7	忠生 736	サクラ		20	南 1002	サクラ
8	忠生 781	サクラ		21	南 1007	サクラ
9	忠生 701	サクラ		22	南 1010	サクラ
10	鶴川 373	サクラ		23	南 54	サクラ
11	鶴川 781	サクラ		24	南 1010 (パークロード)	クスノキ、ケヤキ
12	鶴川 864	サクラ		25	町田 435	ケヤキ
13	鶴川 856	サクラ				

●植栽環境改善路線						
No.	路線名	樹種		No.	路線名	樹種
1	忠生 735	ケヤキ		15	鶴川 257	トチノキ
2	南 1602	ケヤキ		16	鶴川 861	トチノキ
3	南 1604	ケヤキ		17	鶴川 1201	トチノキ
4	忠生 712	ケヤキ		18	堺 701	トチノキ
5	忠生 733	ケヤキ		19	鶴川 800	トチノキ
6	南 1801	ケヤキ		20	鶴川 235	トチノキ
7	南 1501	ケヤキ		21	南 13	アキニレ
8	忠生 695	イチョウ		22	堺 679	トウカエデ
9	町田 439	イチョウ		23	南 1203 外	トウカエデ
10	鶴川 764	イチョウ		24	南 1764	タイワンフウ
11	忠生 1005	イチョウ		25	鶴川 1150	トウカエデ
12	鶴川 1002	イチョウ		26	鶴川 1713	トウカエデ
13	鶴川 1001	イチョウ		27	南 254	トウカエデ
14	鶴川 1003	イチョウ		28	南 678	トウカエデ

●樹種変更路線						
No.	路線名	樹種		No.	路線名	樹種
1	南 1601	ユリノキ		17	町田 414	イヌエンジュ
2	南 1605	ユリノキ		18	町田 664	イヌエンジュ
3	南 1608	ユリノキ		19	忠生 1300	エンジュ
4	忠生 1002	ユリノキ		20	南 1803	エンジュ
5	鶴川 1202	ユリノキ		21	南 65	エンジュ
6	鶴川 1150	ユリノキ		22	南 747	エンジュ
7	忠生 1302	ユリノキ		23	南 1002	エンジュ
8	忠生 1304	ユリノキ		24	南 1340	エンジュ
9	鶴川 1302	ユリノキ		25	南 1201	エンジュ
10	忠生 1006	プラタナス		26	南 1001	シダレヤナギ
11	鶴川 1002	プラタナス		27	町田 152	台湾フウ
12	鶴川 1032	プラタナス		28	町田 428	台湾フウ
13	南 1502	エンジュ、プラタナス		29	南 1003	トチノキ
14	南 1503	ニセアカシア		30	忠生 1301	イチョウ
15	町田 437	エンジュ		31	忠生 450	イチョウ、コブシ
16	町田 577	イヌエンジュ		32	鶴川 2000	ベニバナトチノキ

●樹木撤去路線						
No.	路線名	樹種		No.	路線名	樹種
1	南 1806	ユリノキ		8	南 1602	イチョウ
2	南 1242	エンジュ		9	鶴川 218	イチョウ
3	町田 128	イチョウ		10	町田 460	イチョウ
4	町田 175	イチョウ		11	忠生 698	イチョウ
5	南 1427	イチョウ		12	南 1273	トチノキ
6	南 1062	ケヤキ		13	鶴川 1708 外	トチノキ
7	南 1515	ケヤキ				

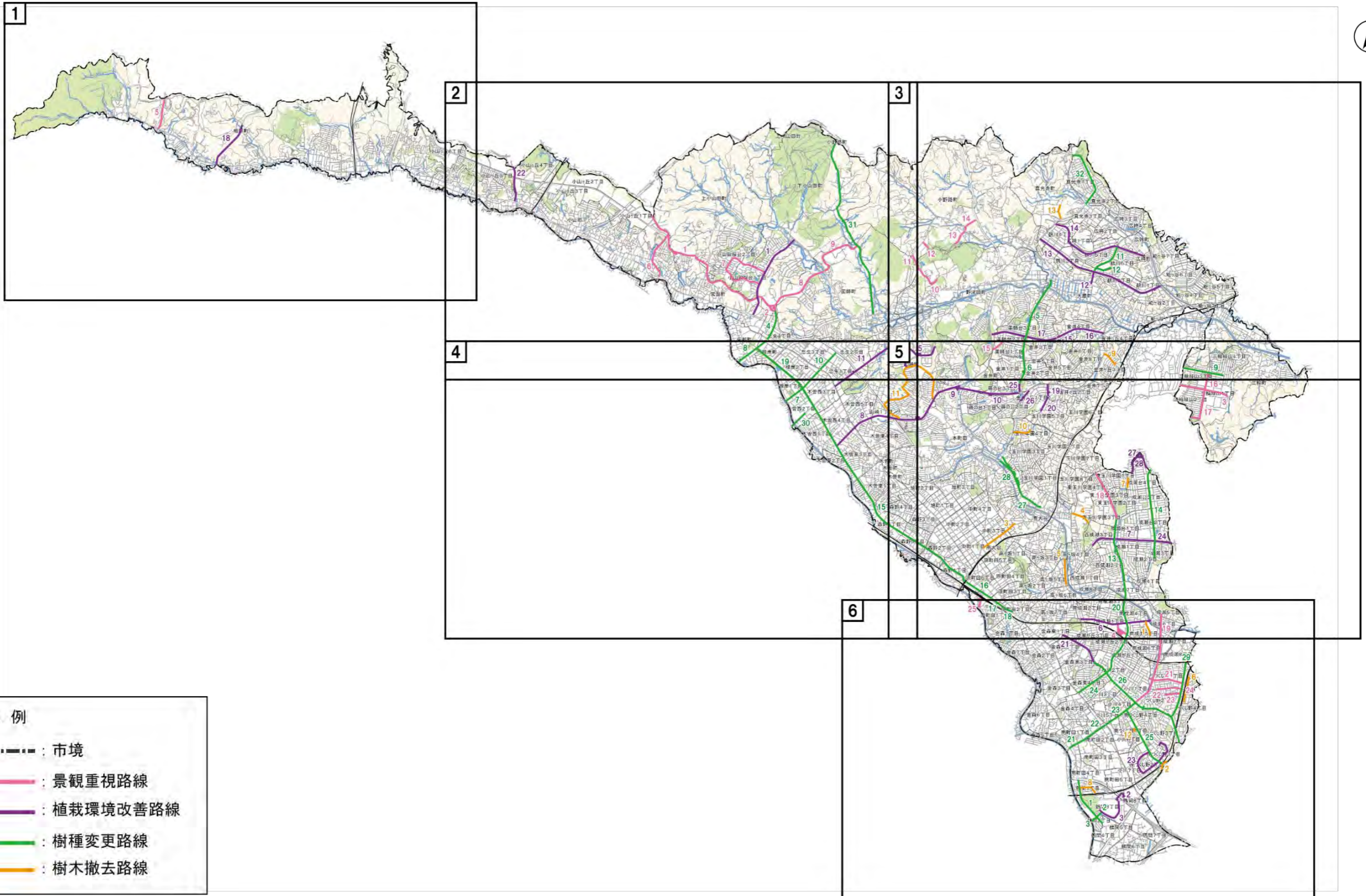


図 2-8 対象路線位置図 (全体図)

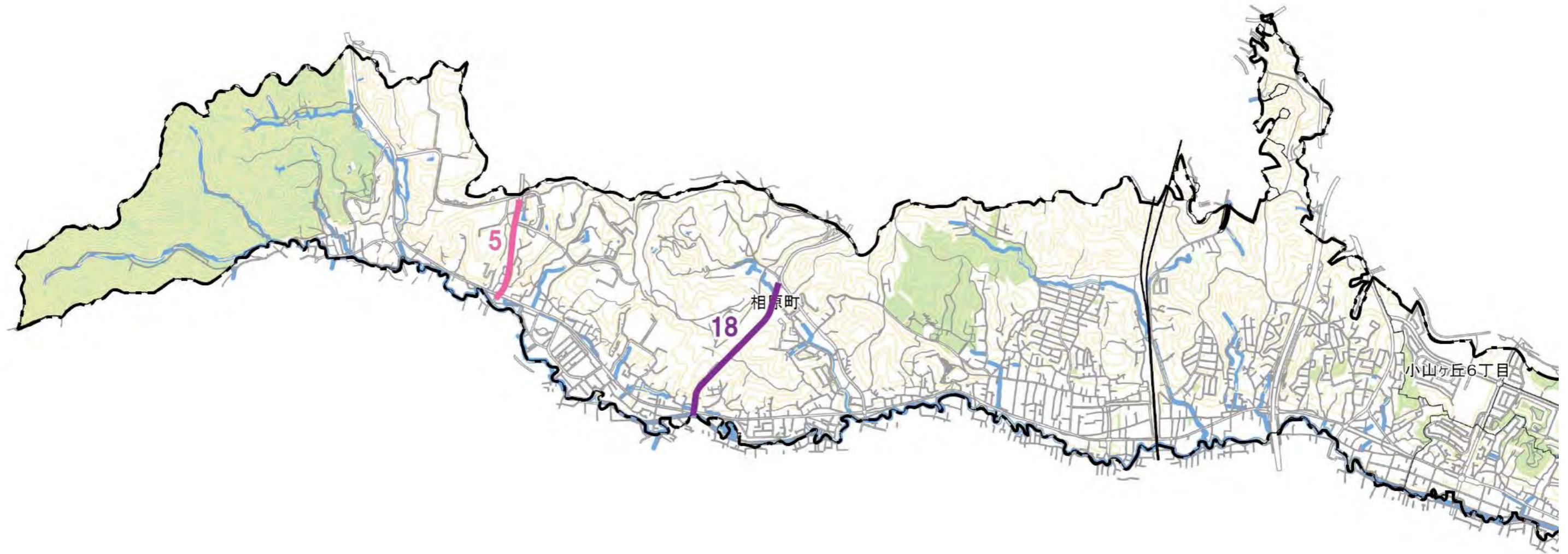


図 2-9 (1) 対象路線位置図 (拡大図1)

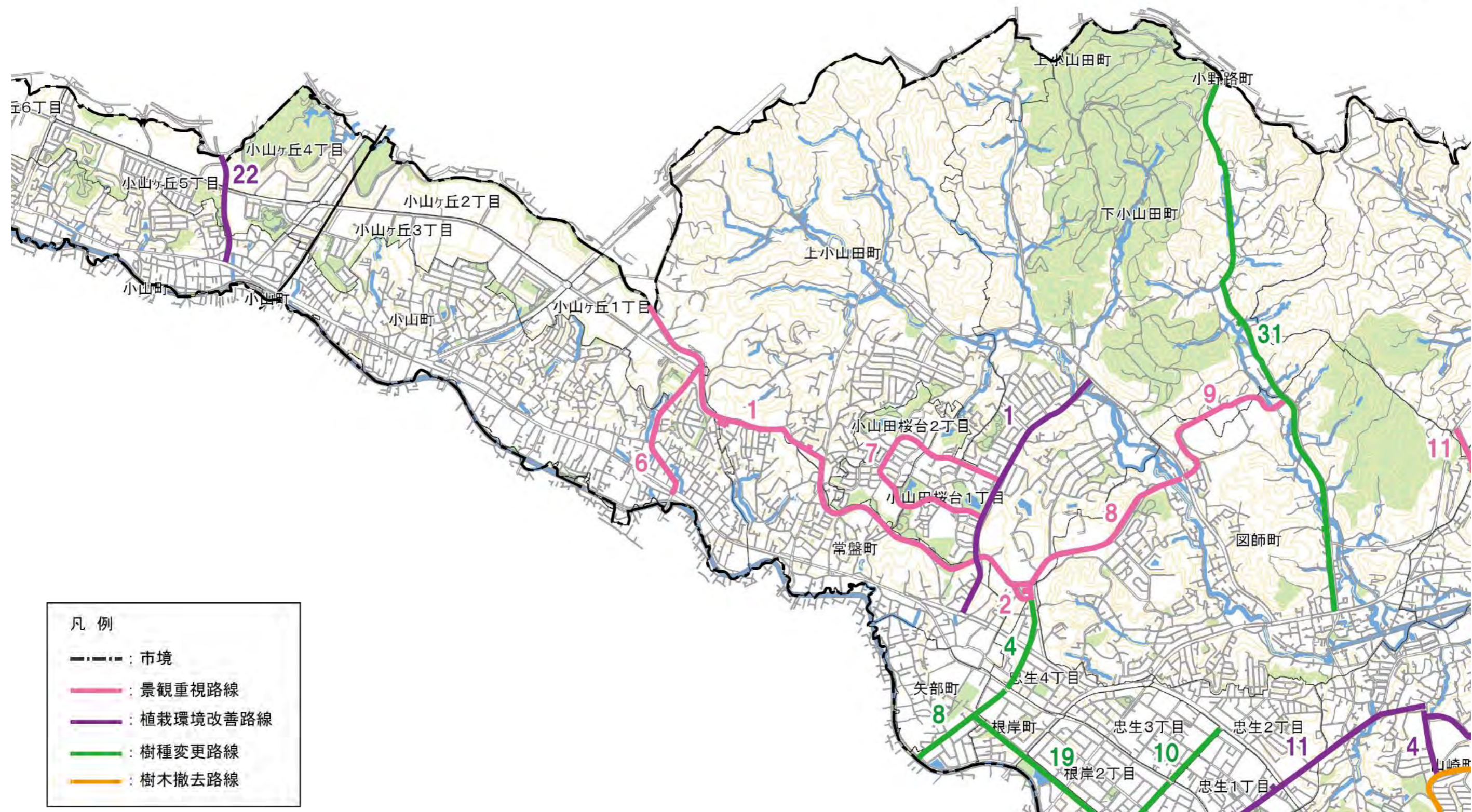


图 2-9 (2) 対象路線位置图 (拡大图<sup>2</sup>)

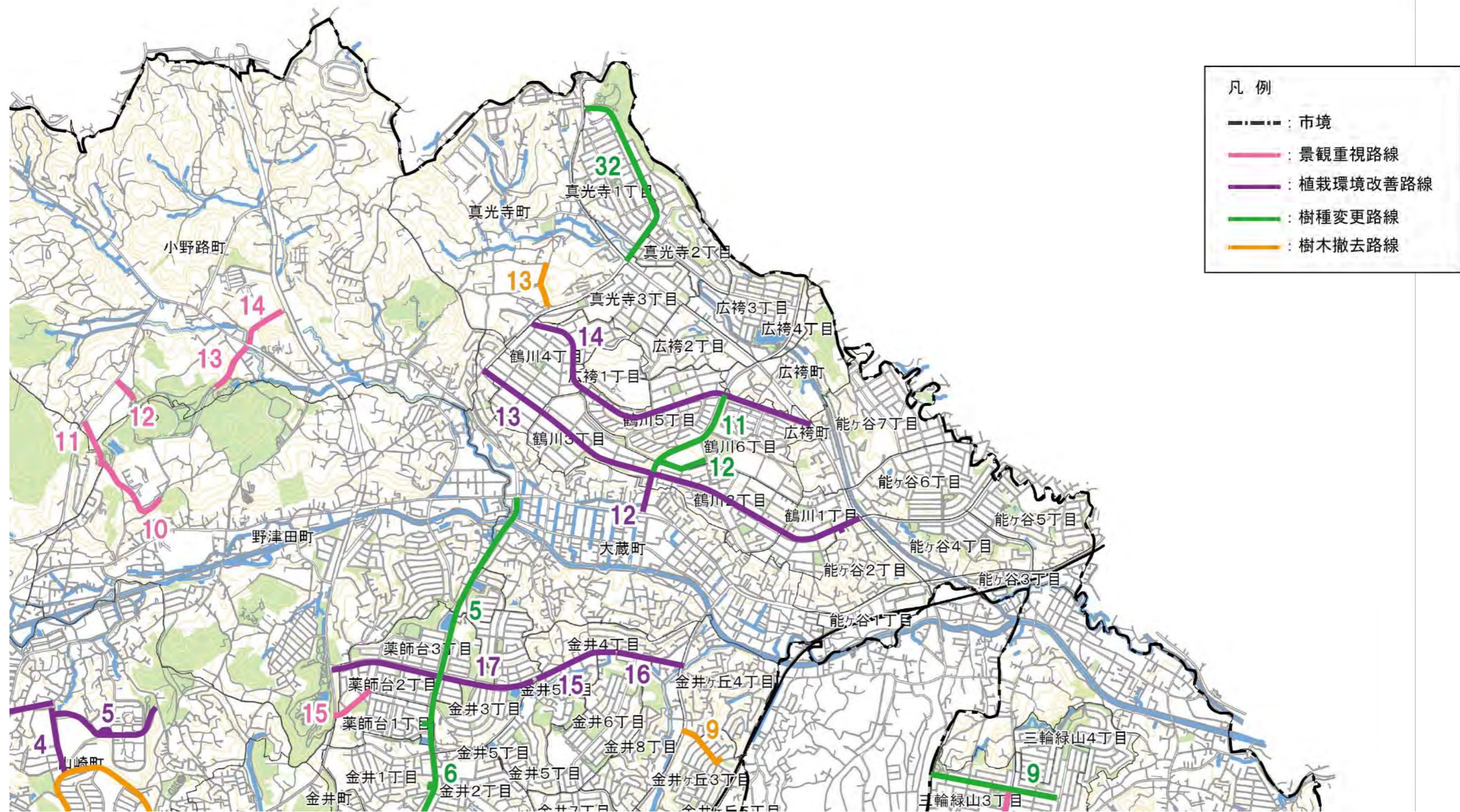
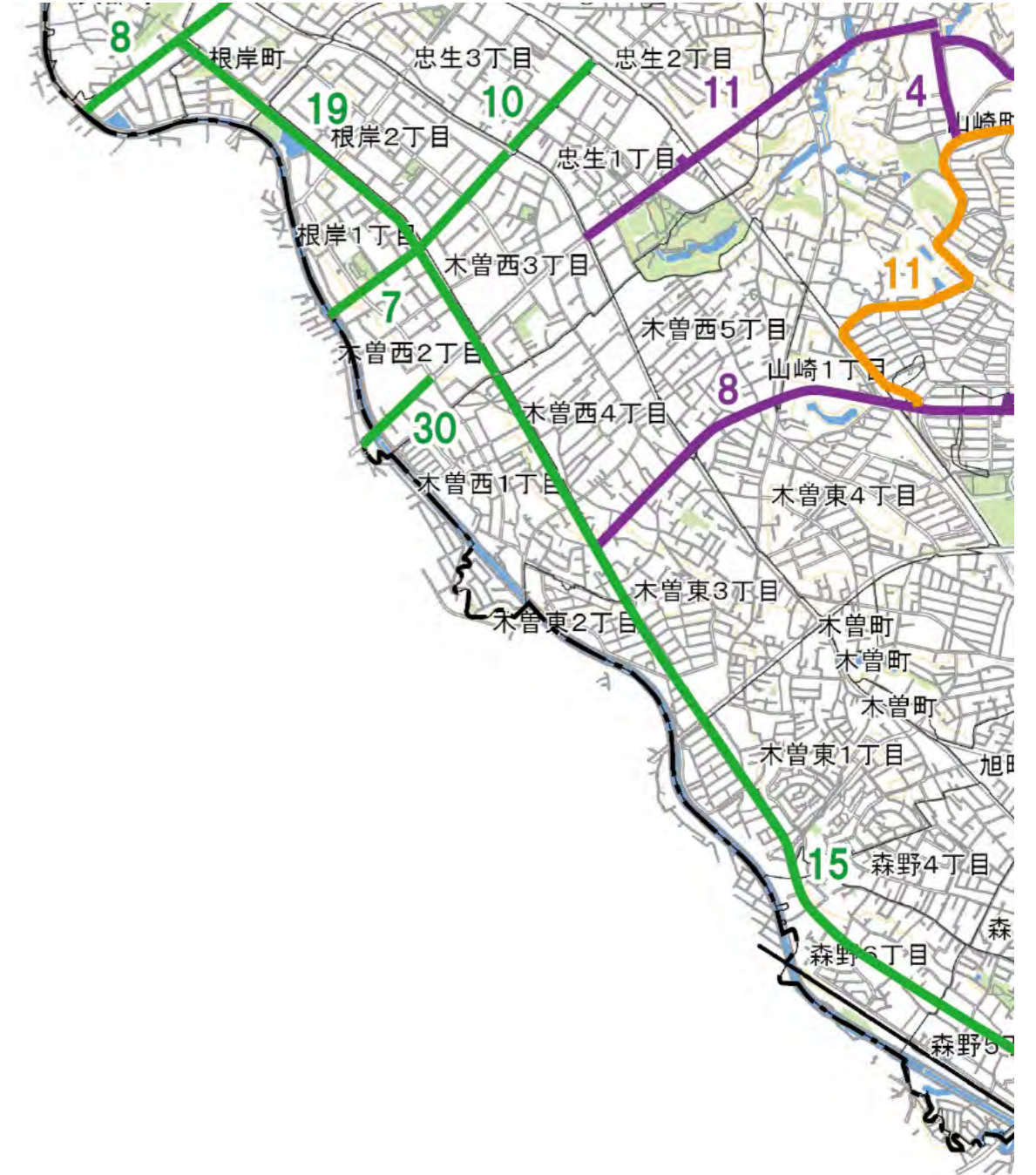


図 2-9 (3) 対象路線位置図 (拡大図③)





- 凡例
- : 市境
  - : 景観重視路線
  - : 植栽環境改善路線
  - : 樹種変更路線
  - : 樹木撤去路線

図 2-9 (4) 対象路線位置図 (拡大図4)

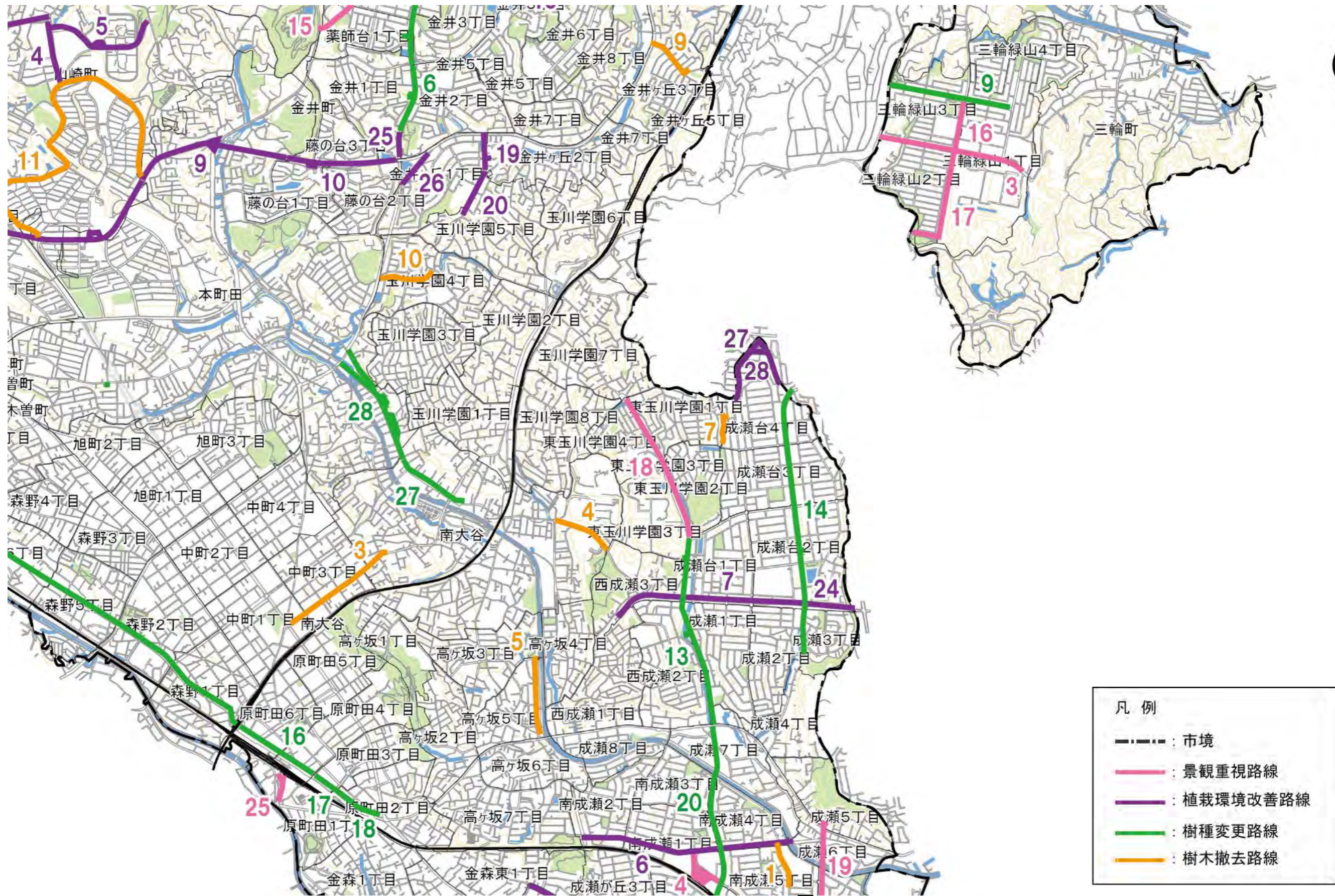
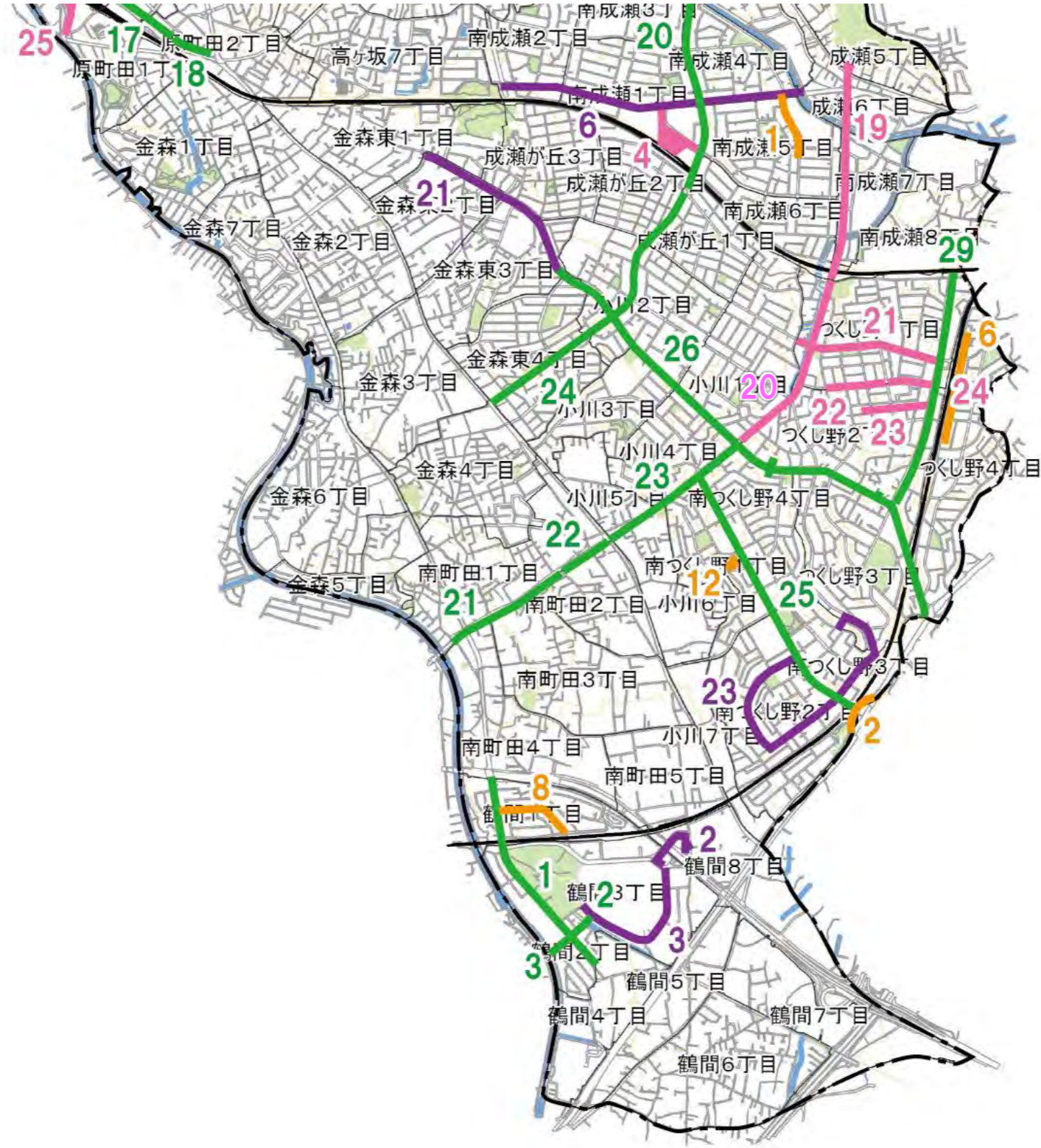


図 2-9 (5) 対象路線位置図 (拡大図5)



- 凡例
- : 市境
  - : 景観重視路線
  - : 植栽環境改善路線
  - : 樹種変更路線
  - : 樹木撤去路線

図 2-9 (6) 対象路線位置図 (拡大図<sup>6</sup>)

## 4 更新スケジュール

更新計画を設定した対象路線約 100 路線に対しては、更新計画の内容に則り、今後 10 年間の中で順次更新を行っていき、適切な管理を進めていきます。

各路線の更新スケジュールは以下の表に示すとおりです。

また、概ね 5 年後の段階で必要に応じて中間見直しを行い、実施した対策や街路樹管理の結果を検証し、必要に応じてスケジュール等の調整を行います。

なお、更新作業の実施にあたっては、更新方法の内容や作業時期について、地域住民との協議を密に行い、地元の意向を確認したうえで実施いたします。

←→・・・伐採   ←→・・・植栽   ←→・・・抜根・舗装   ←→・・・抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
1	忠生735	ケヤキ	帯	←→ 100.0%	←→								
2	南1602	ケヤキ	帯			←→ 100.0%	←→						
3	南1604	ケヤキ	帯			←→ 100.0%	←→						
4	忠生712	ケヤキ	帯						←→ 100.0%	←→			
5	忠生733	ケヤキ	帯						←→ 100.0%	←→			
6	南1801	ケヤキ	帯		←→						←→ 100.0%		
7	南1501	ケヤキ	帯			←→						←→ 100.0%	
8	忠生695	イチョウ	帯		←→ 100.0%	←→							
9	町田439	イチョウ	帯・柵			←→ 100.0%	←→						
10	鶴川764	イチョウ	柵				←→ 100.0%	←→					
11	忠生1005	イチョウ	帯										
12	鶴川1002	イチョウ	柵							←→ 100.0%	←→		
13	鶴川1001	イチョウ	柵							←→ 100.0%	←→	←→	
14	鶴川1003	イチョウ	柵									←→ 100.0%	←→

●植栽環境改善路線

↔ . . . 伐採   
 ↔ . . . 植栽   
 ↔ . . . 抜根・舗装   
 ↔ . . . 抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
15	鶴川257	トチノキ	帯	↔ 100.0%	↔								
16	鶴川861	トチノキ	帯	↔ 100.0%	↔								
17	鶴川1201	トチノキ	帯	↔ 100.0%	↔								
18	堺701	トチノキ	帯							↔ 100.0%			
19	鶴川800	トチノキ	帯							↔ 100.0%			
20	鶴川235	トチノキ	帯							↔ 100.0%			
21	南13	アキニレ	帯・柵						↔ 100.0%	↔			
22	堺679	トウカエデ	帯							↔ 100.0%			
23	南1203外	トウカエデ	帯・柵									↔ 100.0%	
24	南1764	台湾フウ	帯						↔ 100.0%				
25	鶴川1150	トウカエデ	帯					↔ 50.0%					
26	鶴川1713	トウカエデ	柵					↔ 50.0%					
27	南254	トウカエデ	柵				↔ 100.0%	↔					
28	南678	トウカエデ	柵				↔ 100.0%	↔					

● 植栽環境改善路線

↔ . . . 伐採   
 ↔ . . . 植栽   
 ↔ . . . 抜根・舗装   
 ↔ . . . 抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
1	南1601	ユリノキ	帯	↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%				
2	南1605	ユリノキ	帯	↔ 100.0%	↔								
3	南1608	ユリノキ	帯	↔ 100.0%	↔								
4	忠生1002	ユリノキ	柵		↔ 100.0%	↔							
5	鶴川1202	ユリノキ	帯		↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%			
6	鶴川1150	ユリノキ	帯・柵		↔ 50.0%	↔	↔			↔ 100.0%			
7	忠生1302	ユリノキ	帯			↔ 100.0%	↔						
8	忠生1304	ユリノキ	帯			↔ 100.0%	↔						
9	鶴川1302	ユリノキ	柵	↔									
10	忠生1006	プラタナス	柵				↔						
11	鶴川1002	プラタナス	柵	↔ 100.0%	↔								

● 樹種変更路線

↔ . . . 伐採   
 ↔ . . . 植栽   
 ↔ . . . 抜根・舗装   
 ↔ . . . 抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
12	鶴川1032	プラタナス	柵	↔ 100.0%									
13	南1502	エンジュ	帯				↔	↔					
		プラタナス	帯				100.0%						
14	南1503	ニセアカシア	帯	↔ 100.0%									
15	町田437	エンジュ	帯					↔ 50.0%					↔ 100.0%
16	町田577	イヌエンジュ	柵		↔ 100.0%								
17	町田414	イヌエンジュ	柵		↔ 100.0%								
18	町田664	イヌエンジュ	柵		↔ 100.0%								
19	忠生1300	エンジュ	帯					↔ 50.0%					↔ 100.0%
20	南1803	エンジュ	柵				↔ 100.0%						
21	南65	エンジュ	帯			↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%		
22	南747	エンジュ	帯			↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%		

● 樹種変更路線



↔ . . . 伐採   
 ↔ . . . 植栽   
 ↔ . . . 抜根・舗装   
 ↔ . . . 抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
23	南1002	エンジュ	帯			↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%		
24	南1340	エンジュ	帯					↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%
25	南1201	エンジュ	栴					↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%
26	南1001	シダレヤナギ	栴				↔ 100.0%	↔					
27	町田152	台湾フウ	帯					↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%
28	町田428	台湾フウ	栴					↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%
29	南1003	トチノキ	栴				↔ 50.0%	↔				↔ 100.0%	
30	忠生1301	イチョウ	帯				↔ 100.0%	↔					
31	忠生450	イチョウ	栴							↔ 100.0%	↔	↔	
		コブシ	栴							↔ 100.0%	↔	↔	
32	鶴川2000	ベニバナトチノキ	栴	↔									

● 樹種変更路線

↔ . . . 伐採   
 ↔ . . . 植栽   
 ↔ . . . 抜根・舗装   
 ↔ . . . 抜根・舗装及び植栽

※：●%は更新の進捗状況を表しています。

No.	路線	樹種	形状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
1	南1806	ユリノキ	柵			↔ 100.0%	↔						
2	南1242	エンジュ	柵	↔ 100.0%	↔								
3	町田128	イチョウ	帯		↔ 100.0%	↔							
4	町田175	イチョウ	帯				↔ 100.0%	↔					
5	南1427	イチョウ	柵						↔ 100.0%	↔			
6	南1062	ケヤキ	帯	↔ 100.0%	↔								
7	南1515	ケヤキ	帯						↔ 100.0%	↔			
8	南1602	イチョウ	柵			↔ 100.0%	↔						
9	鶴川218	イチョウ	柵				↔ 100.0%	↔					
10	町田460	イチョウ	柵										↔ 100.0%
11	忠生698	イチョウ	柵									↔ 100.0%	↔
12	南1273	トチノキ	帯								↔ 100.0%		
13	鶴川1708外	トチノキ	帯・柵						↔ 100.0%	↔			

● 樹木撤去路線

## 第3章 持続可能な管理手法の検討

### 1 大径木の更新方法

#### (1) 街路樹の大径木化に伴う影響

街路樹が大径木化すると、根系の成長に伴い歩道舗装を損傷させ、通行への支障が発生します。また、枝が肥大化することで細い枝での切り返しが難しくなり、自然樹形を維持できなくなるため、良好な景観を保てなくなります。

さらに、大径木となった街路樹の伐採・抜根を行う場合、多くの時間と費用が掛かります。

特に抜根は、街路樹の地上部を伐採した直後に作業を行う場合、費用が高額となるため、伐採から数年放置し腐朽を進行させてから作業を行うことが多く、景観を阻害する要因となります。

#### (2) 大径木の更新方法

大径木となる樹種については、植栽から伐採までの期間や方法をあらかじめ定めることで、景観の維持と安全性を確保しながら、管理費を抑制します。

前章の更新方法に沿って支障木の撤去や樹間の整理を完了した路線で、大径木を植栽している路線については、概ね30年で植替を実施します。

なお、更新イメージは次頁の図に示すとおりです。

### 【大径木の更新方法】

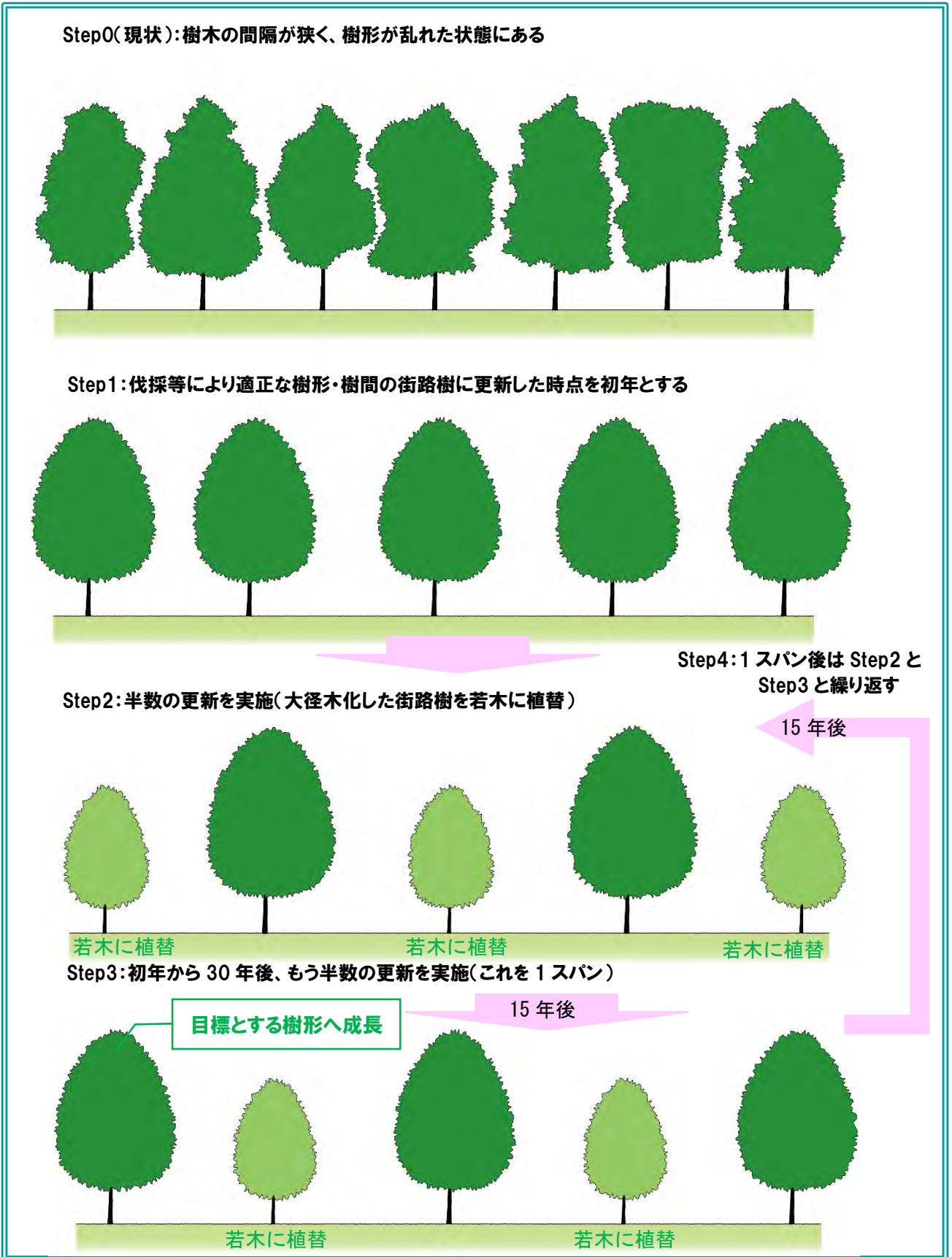


図 3-1 更新イメージ

## 2 更新後の管理目標

路線別に更新後の管理目標を設定しました。

路線別の管理目標を、景観重視路線は「景観を意識した樹形」、植栽環境改善路線は「自然樹形を意識」、樹種変更路線は「変更後の樹種に応じて剪定」と定め、各路線の特徴を踏まえた管理目標に向けて、適切な管理に努めます。

表 3-1 路線別管理目標（更新前後）

路線	更新前	更新後
景観重視路線	2～5年に1回、通常剪定を実施	1年に1回、支障枝剪定を実施 状況に応じて通常剪定を実施 <b>景観を意識して樹形を整える</b>
植栽環境改善 路線	1～2年に1回、通常剪定を実施 ※何年も実施出来ない箇所あり	1年に1回、剪定を実施 (支障枝剪定と通常剪定を交互に実施) <b>自然樹形を意識しつつ、樹形を維持する</b>
樹種変更路線	1年に1回、通常剪定を実施	<b>変更後の樹種に応じて剪定を実施</b>

### 3 管理費の試算

現在の「事後保全型」の管理を今後も継続した場合、管理費は増加する一方となることが想定されます。そのため、更新計画を策定して、「予防保全型」の管理に切り替えることで、持続可能な管理費に抑えることを目指します。

以下に示す条件で今後10年間の管理費を試算した場合、現在の「事後保全型」では現状の街路樹を管理するために必要な費用の累計が約47億円、一方で更新計画に基づく「予防保全型」では約33億円となり、事前に対策を実施することで約14億円の差が付くこととなります。

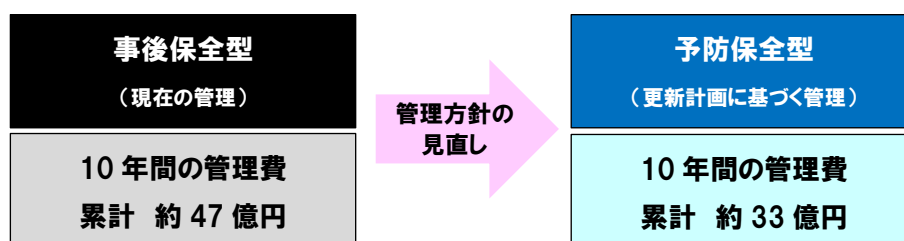


図 3-2 事後保全型と予防保全型の管理費の比較

#### (1) 試算の条件整理

管理費の試算にあたっての条件は、以下のとおりです。

- 管理方法は高木剪定と低木管理（植栽、抜根・舗装は含まない）
- 2023年度から2032年度までの10年間の計画年数と設定
- 管理費算出の対象となる路線は、今回の更新計画で対象とする約100路線
- 「現在の管理」における年間管理費の上昇分は、管理費用の想定上昇分を計上
- 「更新計画に基づいた管理」の剪定頻度は、全ての路線で1年に1回

#### (2) 管理費の試算概要

更新計画策定の有無による管理費の推移について試算しました。試算の概要は以下のとおりです。

管理費の累計では、現在の「事後保全型」と更新計画に基づく「予防保全型」とでは管理費が2032年度時点で約14億円の差が付くこととなります。

表 3-2 10年間の管理費の比較

単位：百万円

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
①：事後保全型の管理費	412	425	438	451	464	478	492	507	522	538
②：予防保全型の管理費	393	384	363	347	333	320	306	295	279	265
③：①の累計	412	837	1,275	1,726	2,190	2,668	3,160	3,667	4,189	4,727
④：②の累計	393	777	1,140	1,487	1,820	2,140	2,446	2,741	3,020	3,285
④－③	-19	-60	-135	-239	-370	-528	-714	-926	-1,169	-1,442

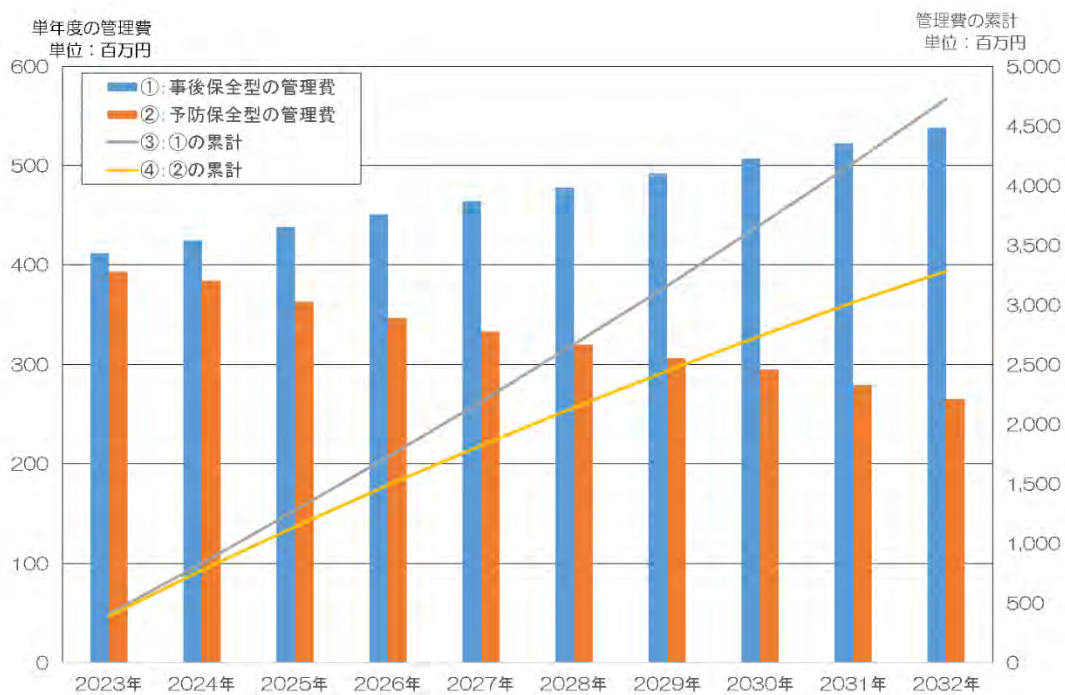


図 3-3 10年間の管理費の比較

## 4 街路樹管理マニュアルの作成

町田市内における地域の特色や市民の意識等を踏まえて、各路線の街路樹のあり方を示し、更新後の街路樹を一定の基準で維持していくために、街路樹管理マニュアルを作成します。

### 【街路樹管理マニュアル記載項目（例）】

#### <前段（はじめに）>

- 背景と目的
- 街路樹の目的と機能
- 町田市の現状と課題
- 管理方針

#### <剪定編>

- 管理の目標となる樹形の設定
- 剪定方針及び剪定方法の設定
- 剪定の基本技術
- 具体的な剪定手法（高木、中低木）

#### <更新（撤去・植替）編>

- 撤去・植替の基準（判断基準）
- 新規植栽の基準（樹種、植栽樹の規格、植栽間隔、歩道幅員の確保、土壌改良等）



## 5 伐採樹木の活用検討（発生材の再利用等）

街路樹は、伐採後に発生材として通常ゴミとして処分するか、剪定枝資源化センターでたい肥化しています。更新計画に基づいた管理を進めることで、発生材の量が増加し、処分に係る時間や費用も増加します。そのため、発生材を資源として活用することで、ごみの量を削減し、CO<sub>2</sub>の排出を抑制するとともに、新しい製品や材料の一部として利用する取組みを推進しています。

これまでも、市職員による発生材の一部利用、市のイベントでのプレート配布、町田薬師池公園四季彩の杜にある建物燻蒸に使用する薪の提供、市内の公共施設に設置するベンチの製作などを行ってきました。今後も、更に街路樹の発生材を有効活用できるように検討します。

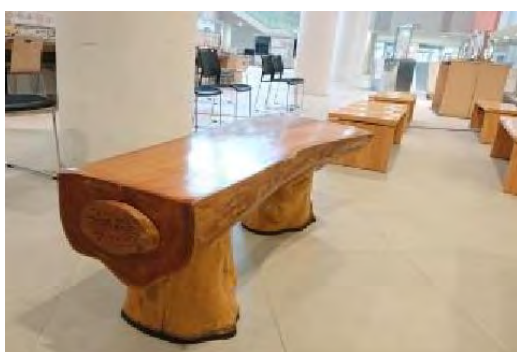
### 1) 発生材の利活用事例



市のイベントでプレートを配布



町田薬師池公園四季彩の杜へ  
建物燻蒸のための薪を提供



市庁舎1階ロビーのベンチ



高ヶ坂石器時代遺跡の木製ベンチ

## 2) 今後の検討事項

伐採樹木の活用の更なる拡大と推進を図ります。

### ●木材加工業者との連携

---

木材加工業者と連携して、家具や日用品への作り替えについて検討します。

### ●木材としての販売検討

---

伐採樹木を木材として販売することを検討します。

## 第4章 市民協働と官民連携

街路樹の管理については、道路緑化技術基準や他自治体の事例を参考に実施するほか、地元の造園業者や樹木医等のノウハウを活かし、日常的な管理を進める事を基本とします。持続可能な管理には、市民・事業者の協力が不可欠であり、本章では、市民協働と官民連携に向けた街路樹管理の基本的な方向性を整理しました。

街路樹管理に関する市民協働において大切なテーマは、「街路樹と仲良くなってもらう」ことであり、そのためには、「ボランティア」、「教育」、「広報」が重要な取組みであると捉えています。

官民連携については、行政と事業者が連携し効率的・効果的な街路樹の管理を目指すとともに、事業者は街路樹の管理を通して地域に貢献し企業のPRを図ります。

市民協働・官民連携の取組みを推進し、日常生活の中に緑を定着させ、美しい街路樹を将来の子供たちに引き継いでいきたいと考えています。



### 1 市民協働の取組み

美しい街路樹によって、都市に四季の彩りや風格が生まれ、それに合わせてビルや飲食店が集まり、都市の集客力が向上します。事業者にとっては、街路樹を美しく維持していくことが企業のPRとなり、行政にとっては、市民・事業者等との連携により、街路樹の質の向上が期待できます。町田市では、市民・地元関係者を中心とした組織と行政との協働によって、街路樹の管理を推進することが望ましいと考えています。


現在、「まちピカ町田くん」や「アダプト・ア・ロード事業」を通じてより良い道路空間にするために、ご協力を頂いています。

その取組みを継続してお願いするとともに、街路樹の管理において、より一層の連携強化を図るため、以下のような取組みを行います。

- ・街路樹の伐採、植替等は計画の段階から、地域住民との合意形成を図るよう努めます
- ・地域へ積極的に情報発信します
- ・街路樹の役割や管理の理解促進、啓発を行います

【市民通報アプリ まちピカ町田くん】

- 市民通報アプリ・まちピカ町田くんは、2018年4月1日にAndroid、iOSのアプリストアでリリースされた、道路の不具合を手軽に通報することができるアプリです。



まちピカ町田くん  
町田市 市民通報アプリケーション

【まちピカ町田くん】が【まちピカ町田くん】に名称変更して、**生きもの発見**に関することもレポートできるようになりました！

現在の通報項目	追加される項目
<p>☆道路の不具合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○路面に穴ぼこ・亀裂・段差がある</li><li>○側溝等が壊れている</li></ul> 等13項目	<p>☆生きもの発見レポート</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ほ乳類</li><li>○鳥</li><li>○両生類・は虫類</li><li>○魚</li><li>○虫:モンキチョウ等</li><li>○虫:オオムラサキ等</li><li>○野草:タンポポ</li><li>○野草:ジュウニヒトエ等</li><li>○野草:ゲンノショウコ等</li></ul>
<p>☆公園の不具合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○園内灯が切れている</li><li>○遊具・ベンチが破損している</li></ul> 等7項目	
<p>☆街区表示板の不具合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○街区表示板が破損している・外れている・読めない</li></ul>	

ダウンロードは各ストアから！

iPhoneをお使いのかた      Androidをお使いのかた

App Store からダウンロード      Google Play で手に入れよう

町田市道路部道路管理課      TEL 042-724-3257

【アダプト・ア・ロード事業】

アダプト・ア・ロード事業は、市が管理する道路用地などの公共財産を、市民団体の皆さんの自主的な活動によって、より良い空間にしようとする制度です。

「自分たちのまちを自分たちの手できれいにしたい」と市と協定を結んだ市民団体の皆さんは、道路環境改善に向けて、植栽マス・道路用地等での草花の園芸や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組んでいます。

**「アダプト・ア・ロード事業」のご案内**  
～協働による、より良い道路環境を目指して～



**アダプトって何？**

アダプト(ADOPT)とは、英語で「～を養子にする」という意味があります。1985年に米国テキサス州で始まった事業です。一定区画の公共の場所を養子に育て、市民や事業者がわが子のように愛情をもって面倒をみ、行政が活動を支援するものです。  
※面倒とは、清掃等の美化活動のことです。

**◎町田市の事業の目的**

町田市が管理する道路(道路に付属する施設や予定地などを含む)を、市と管理協定を結んだ地域団体(事業者又は市民の組織する団体)が活動を通して、道路の良好な環境を目指す制度です。現在、約51の地域団体が市と協定を締結し、道路の清掃や花壇・植栽までの園芸活動をしていただいております。

※地域団体のボランティア活動による効果は、以下のような効果が期待できます。

- ・地域団体の手により、地域に魅力ある空間の道路環境を作りだせます。
- ・道路通行者が活動の様子を見ることで、道路の利用マナーを見つめなおす機会になります。
- ・道路環境が良好な状態を保つことで、不法投棄・落書きの問題が減少します。

**◎活動までの流れ**  
活動希望の相談(直接、適正利用推進係にご相談ください)→活動申出書の提出→町田市の審査→管理協定の締結→管理活動開始  
※管理協定は地域団体と町田市の間で締結いたします。

**◎実際の活動にあたって**

**【地域団体の役割】**

- ・市と管理協定を結んで、自分たちのできる範囲で道路の美化・清掃等の管理活動をお願いいたします。
- ・地域団体の活動は、地域団体会員の自発的な活動に支えられております。

**【市の役割】**

- ・地域団体には、原則、初回のみ簡易用具の支給や貸与、団体名や活動内容を入れた看板の掲示等の支援をいたします。(地域団体の自発性や自立性を尊重して、支援の範囲を決めております。)
- ・活動中の事故は、市が加入する「ボランティア活動災害補償制度」の対象となります。

**◎管理協定締結後について**

- ・管理協定の期間は1年間ですが、双方から管理協定の廃止を申し出ない限り、自動更新となります。
- ・1年間の活動報告書を、翌年の4月1日～4月15日の間までに、ご提出いただけます。
- ・管理活動終了により、管理活動が終了となる場合は、地域団体により原状復帰をお願いいたします。(原状復帰＝園芸活動等をする前の状態)

**◎管理活動にあたってのお願いと注意点**

管理活動は、道路機能を優先しうえで、地域団体に道路環境の美化活動を行っていただきます。そのため、道路機能を損失しないよう5点のお願いがあります。

- ①アダプト・ア・ロード事業の活動人数は2名以上から活用できます。
- ②物(ベンチ等)を置くことはできません。道路用地での活動となりますので、ご理解をお願いいたします。
- ③樹木の根の切断・損傷を防ぐため、樹木近くの掘り返しは、10cm程度としてください。
- ④樹木が苗木の場合は、苗木を中心として、直径30cmは掘り返さないようお願いいたします。
- ⑤以下の植物を植えることはお断りさせていただきます。
  - ・野菜・果物などの収穫可能な作物
  - ・原状復帰が困難な植物
  - ・木(根がはって原状復帰が難しい他、縦や横に大きく広がるため、視界が悪くなります。)
  - ・棘があるなど、危険な植物
  - ・植栽の高さが40cmを超える植物

町田市 道路部 道路管理課 適正利用推進係  
〒194-8520  
東京都町田市森野2-2-22  
高口・903(9階)  
電話・042-724-3257



特定非営利活動法人グリーンバード町田チーム  
(道路での清掃活動)



みんな de ガーデン  
(道路用地での園芸活動)

## 2 官民連携の取組み

### (1) 企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

企業版ふるさと納税を利用した企業からの寄附を活用し、町田市の街路樹維持管理を効率的・効果的に実施します。

【「企業版ふるさと納税活用」のメリット】	
地方公共団体のメリット	企業のメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>○街路樹の維持管理等に係る事業費が軽減</li><li>○市民に関心を持っていただくためのイベントの開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○法人関係税が軽減<ul style="list-style-type: none"><li>・法人住民税</li><li>・法人税</li><li>・法人事業税</li></ul></li><li>○地域貢献<ul style="list-style-type: none"><li>・創業地等の地域への恩返し</li><li>・事業への貢献</li></ul></li><li>○事業展開<ul style="list-style-type: none"><li>・企業のPRになる</li></ul></li></ul>

### (2) 今後の取組み

今後も事業者等と協力し、街路樹の効率的・効果的な維持管理等について検討します。

本計画の策定にあたっては、国土館大学の二井教授にご意見を伺い、計画内容の検討を行いました。ご協力・ご助言をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

○国土館大学 理工学部まちづくり学系 工学研究科 建設工学専攻 二井 昭佳教授

発行日：2023年4月1日

発行：町田市道路部道路政策課

町田市森野2-2-22

電話 042-724-1124

刊行物番号：22-83

